

ENERGY STAR®プログラムの 認証機関の認可に関する条件と基準

ENERGY STAR プログラムの認証機関（CB：Certification Body）として認可されるため、CBは下記要件について書面にて合意すること。

1) 一般要件と責務

- a) 製品認証団体の認定を対象とし、ISO/IEC 17011 に準じて活動している、国際認定機関（IAF：International Accreditation Forum）の多国間認証協定（MLA：Multilateral Recognition Agreement）の署名者による、ISO/IEC Guide 65「製品認証システムを運用する機関に対する一般要件（General requirements for bodies operating product certification systems）」への認定を維持する。ISO/IEC Guide 65 の特筆すべき要素には、CB に対する以下の要件が含まれている。
 - i) 申請者の利用を妨げたりあるいは禁止することのないよう、差別の無い方法で活動する。
 - ii) 申請者の規模や会員の是非に関係なく、活動内容が CB の公表する業務範囲内に含まれるすべての申請者に対して、CB のサービスを利用できるようにする。
 - iii) CB と試験データを提供する各団体との関係によって、CB の独立性が損なわれないようにする。
 - iv) 認証の許可、維持、一時停止、および撤回に関する決定に責任を負い、公平にこれらの決定を下す。
 - v) 評価過程において収集した情報に基づき、製品を認証するかどうかを判断する。
 - vi) 顧客に対する認証業務の提供に関して、法的効力のある合意を得ている。認証に関する契約と合意には、当該関係者の責務が考慮されていること。
 - vii) 認証した製品とその供給者の要覧を提供し、定期的に更新し、また EPA の要求に応じて提供できるようにする。
- b) EPA に対する職員の適切な対応力、および要求された情報を適時に提供する能力を、EPA が満足するように具体的に示す。
- c) CB がデータの受け入れに合意した、すべての EPA 認可試験所からの試験報告書の審査には、試験所の所有権に関係なく、同一の条件を適用する。
- d) 現在あるいは見込まれる顧客に対して、CB の認証プログラムに関連するすべての情報を書面にて提供し、要求に応じてこの情報を EPA に提出する。少なくとも、これら資料には以下のものが含まれていること。
 - i) CB の顧客に対する認証業務の提供に関する、法的に有効な合意文書となる書式あるいは定型書式の写し。
 - ii) 認証プログラムの説明。
- e) 認証過程に関わる職員の能力管理に関する説明を、書面にて EPA に提供する。
- f) 認証した製品の試験報告書を、少なくとも5年間あるいは認証有効期間にわたり保管し、EPA の ENERGY STAR 関係当局が、試験データを含め、認証の判断に使用したすべての情報を調査することに同意する。
- g) 認証した製品に関連する ENERGY STAR 製品基準の変更について、協議が必要であると EPA が判断する場合に、EPA との会合に参加する。EPA および CB は、会議を遠隔（例：

電話回線方式) あるいは対面のどちらの方式で実施すべきか相談した上で判断する。

- h) ENERGY STAR 試験方法に関するすべての問題は解決のために EPA に送信し、これら問題の解決に関連する EPA の決定に従う。
- i) EPA が、その自由裁量によって、製品の認証および検証の業務を監査することを認める。
- j) CB の認定が一時停止または撤回された際には、EPA および、CB が認証したことのある製品のすべての ENERGY STAR パートナーに対して、その旨を通知する。
- k) 製品が ENERGY STAR 適合であることを示す目的において、独自のマークを使用しない

2) ENERGY STAR への適合

- a) ENERGY STAR パートナーの製品導入サイクルに対する、潜在的な影響を予測できるようにするため、CB のデータ審査サイクル時間の説明を EPA に提供する。
- b) 適合の判断
 - i) 適切な ENERGY STAR 製品基準に説明されている性能特性を満たしているか評価することにより、製品の適合を判断する。この評価には、ENERGY STAR 適合を目的とする各モデルの試験報告書の審査が含まれていること。
 - ii) 代表モデルの試験報告書に基づいたモデル群の適合を認める ENERGY STAR 製品基準の場合、CB は、以下の内容に関して、ENERGY STAR パートナーの主張を検証する方法を有していること。
 - (1) どのモデルが単一製品群（ファミリー）の一部であるのか。および、
 - (2) どのモデルがその製品群の代表モデルと見なされるのか。¹
 - iii) 試験報告書におけるすべてのデータが、適切な認定の範囲を有する EPA 認可の試験所によるものであることを確認する。EPA 認可の試験所には、以下のものが含まれる。
 - (1) 「ENERGY STAR プログラムの試験所の認可に関する条件と基準（Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR Program）」を満たしていると、EPA が正式に認可したすべての試験所。本書の条件には、EPA 認可の認定機関による ISO/IEC 17025 に対する認定が含まれている。EPA は、これら試験所の一覧をオンライン上で公開し維持する。その結果、データが上記の試験所で得られているという確認は、上記一覧において該当試験所の存在を確かめることで成立する。
 - (2) 付属資料 A に説明されている要件に基づき、CB の立ち会いまたは監視付きによる製造事業者の試験所（WMTL/SMTL）プログラムに参加する、すべての試験所。本書の条件には、EPA 認可の CB による ISO/IEC 17025 に対する評価が含まれている。データが上記の試験所で得られているという確認は、CB が WMTL/SMTL の内部一覧において該当試験所の存在を確認することで成立する。
- c) 認証した製品および、少なくとも該当する ENERGY STAR 製品基準に列挙されている主要データ要素を EPA に報告する。EPA は、ENERGY STAR 適合製品一覧を作成するために、この具体的情報を使用する。EPA は、機密性のある電子的経路などの必要な報告ツールを利用する権利と、本ツールの利用方法に関する指針が、認可した CB に対して確実に提供されるようにする。電子的経路には、secure FTP、エクストラネットシステム、および/または XML を基本とするウェブサービスが含まれる可能性がある。

¹ CBは、製品群（ファミリー）と代表モデルと見なされるEPAの定義に対する主張をすべて検証すること。これらの定義は、適切なENERGY STAR製品基準に記載されている。

3) ENERGY STAR の検証

a) 検証試験

- i) 以下に列挙される検証試験要件を満たす、ENERGY STAR パートナーの出資による検証試験方法を運用する。
- (1) 関連する ENERGY STAR プログラム要件に説明されているとおりに、製品がすべての製品性能基準を満たしていることを確保する。
 - (2) 製品数。
 - (a) CB が認証した、あるいは CB が適合製品データを受け取った、すべての ENERGY STAR 適合モデルの少なくとも 10%を、毎年試験する。
 - (b) 複数の製品種類を扱う ENERGY STAR 基準の場合、CB は、各種類につき少なくとも 10%を毎年試験する。
 - (c) 検証試験の対象となるモデル数を判断する際、CB は、関連する製品基準における定義にしたがい、また EPA と相談した上で製品群（ファミリー）を考慮する。
 - (d) 重大な製品不具合が発見された場合、EPA は CB に対して、翌年の試験するモデル数を増やすように助言する可能性がある。試験する最低製品数は、製品区分により異なる可能性がある。
 - (3) 以下の一般指針にしたがい、CB が製品を選択すること。
 - (a) CB が認証した ENERGY STAR 適合モデルから検証試験用のモデルを選択する。
 - (b) 試験するモデルの約 50%は無作為に選択されるが、検証あるいは申し立てによる試験が最近実施されたモデルほど、この無作為の選択方法において選択される可能性を低くすること。
 - (c) 残りの試験モデルについては、定められているとおりに EPA から委託されるモデルと、以下の要因を考慮して選択されたモデルで構成される。
 - (i) 前回のモデルが検証試験に失格した ENERGY STAR パートナーの製品分類。
 - (ii) 消費者、消費者団体、または評価の正確性に関する監督機関等の第三者からの委託。および、
 - (iii) CB が販売数のデータを入手可能な場合において、販売数の多いモデル。
 - (4) 試験する機器の調達。
 - (a) CB は、以下の順序（最も好ましいものからあまり好ましくないもの）に従って試験する機器の入手先に優先順位を付け、試験用に機器を調達または入手すること。
 - (i) 陳列棚（すなわち、公開市場から入手する）
 - (ii) 保管庫（すなわち、保管倉庫から入手する）または、
 - (iii) 製造工程（すなわち、製造施設から入手する）

注記：製造工程から製品を入手した試験は、陳列棚あるいは保管庫から製品を入手できない場合においてのみ、適切とされる。例としては、選択した製品が、購入および／または輸送するには極めて高価である場合、注文生産品である場合、あるいは通常の小売り販売経路からは入手できない場合が挙げられる。

注記：CBは、試験用の機器を入手することに責任を有しており、ENERGY STAR パートナーに試験サンプルを選択させてはならない。

- (b) 自社の製品が検証試験用に選ばれたパートナーは、以下のことが求められる。
 - (i) 陳列棚から調達される場合、試験される製品の入手が可能な場所が、少なくとも3箇所示されている一覧を提供する。または、
 - (ii) 保管庫または製造工程から調達される場合、試験用の製品を選択できるように、これら施設の利用方法をCBに提供する。
- (5) 検証試験の場所。
 - (a) 検証試験は、EPA認可の第三者試験所において実施すること。または、
 - (b) 製造施設における製造工程から機器が調達される場合、有資格のCB職員が試験に立ち会うという条件において、検証試験をEPA認可の第一者²試験所で実施することができる。
- b) 重要な変更が生じた際の再評価
 - i) CBが認証した製品のENERGY STAR適合状況に影響を及ぼす可能性のある変更が生じた場合に、製品性能を再評価する方法を有する³。これと一致するように、CBは、以下の内容を実施すること。
 - (1) CBが認証した製品に責任を有するENERGY STARパートナーに対し、関連するENERGY STAR製品基準の要件を満たさなくなるような製品への変更については、すべてCBに通知するように義務づける。
 - (2) 製品の該当する性能の再試験を要求し、試験結果を再評価する。
 - ii) 製品性能のいかなる変更についても、新たな試験データと共にEPAに報告する。
 - (1) 変更内容が製品のENERGY STAR適合能力に影響しなくても、CBは、新規に認証した製品に関する情報と同様の日程で、当該データをEPAに報告すること。
 - (2) 変更のあった製品に関して、関連するENERGY STAR製品基準の製品性能要件を満たしていないと、CBが判断した場合、CBは、2営業日以内に当該ENERGY STARパートナーおよびEPAにその旨を通知すること。
- c) 申し立てによる試験
 - i) 申し立てによる試験の方法と、申し立てによる試験に関する契約条項を有する。
 - ii) CBが申し立て対象者に申し立ての詳細を通知するか、あるいは申し立て申請者が自主的に申し立て対象者に通知していることをCBが確認し⁴、さらに以下の資料をCBが受け付けた場合にのみ、申し立てによる試験を開始することができる。
 - (1) 申し立ての対象となったモデル番号を示すもの。および、
 - (2) 申し立ての対象となった要素と、申し立ての根拠を示すもの。この根拠には、CBが記録しているデータ、あるいは申し立て申請者が自主的に実施した製品試験の結果よりも、優れた性能を主張する販促資料が含まれるが、これらに限定されるものではない。なお、その後CBが実施する申し立てによる試験の結果によらず、

² ENERGY STARプログラムの目的のため、EPAは、第一者試験所を、試験される製品の製造事業者またはプライベートブランド事業者（private labeler）が所有および／または運営する試験所と定義する。

³ 認定あるいはWMTL/SMTLにおける試験所の地位の変更については、試験所の地位に変化をもたらす要因が効力を持つ期間においてのみ、その試験所が試験した製品の適合状況に関係すると見なされる。

⁴ CBは、申し立ての詳細を申し立て対象者に通知することを、申し立て申請者に義務づけてはならない。

申し立て申請者は、CBからの償還を受けることなく費用を負担する。

- iii) 製品が関連する ENERGY STAR 製品基準の性能要件を満たさない場合、CBは、2営業日以内に ENERGY STAR パートナーと EPA にその旨を通知すること。
- d) 不一致の解決：製品の再試験（例えば、検証あるいは申し立てによる試験など、あらゆる理由による再試験）から得られたデータと、CBが以前に認証したデータの不一致を解決する方法を有する。不一致が生じた場合、CBは、ENERGY STAR適合に関連する最初の試験結果、および追加の再試験が実施された場合には最後の試験結果の両方をEPAに報告すること⁵。またCBは、認証の撤回または再認証など、製品再試験の結果をEPAに通知すること。

⁵ CBが当該データをEPAに報告する際には、適用されるENERGY STAR基準に示されている端数処理と報告の規定に従うこと。

**付属資料 A: 立ち会い付き製造事業者の試験所 (WMTL: Witnessed Manufacturers' Testing Laboratory)
または監視付き製造事業者の試験所 (SMTL: Supervised Manufacturers' Testing Laboratory)
プログラムの運用に関する要件**

CB が以下に示される要件を遵守する場合においてのみ、CB は、ISO/IEC Guide 65 に基づき、WMTL または SMTL プログラムに参加する製造事業者の第一者試験所で得られた試験データを受け入れる、試験プログラムを運用することができる。ただし、現時点において「ENERGY STAR プログラムの試験所の認可に関する条件と基準 (Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR Program)」を満たしていると、EPA が正式に認可している試験所については、この認可によって、WMTL プログラムに固有の立ち会いによる管理水準を通じた試験所の信頼性確立が不要になることから、CB は、当該試験所を WMTL として参加させないこと。その代わりに、CB は当該試験所を SMTL として参加させるが、CB によるその手続は、非認定試験所の場合よりも簡易であること。

WMTL または SMTL プログラムに参加する、製造事業者の第一者試験所で得られた試験データを受け入れる試験プログラムを運営するため、CB は以下の内容を実施すること。

1) 一般要件

- a) 現地での初期評価や定期的な監査を通じて、自己の施設が ISO/IEC 17025 の該当するすべての要件および適用される試験方法を遵守していること、また試験を実施する試験所職員が必要な能力と専門技能を持っていることを、WMTL または SMTL が証明できるようにする。これと整合するように、CB は、試験所施設、環境管理、人材と研修、試験と校正用装置の種類と精度、校正方法、文書化された試験方法・設定・測定技術・文書化システム、品質保証プログラム、および関連する ENERGY STAR 製品基準において必要とされている他の要素を評価するための文書化された手順を有し、それに従うこと。
- b) CB が運用する当該プログラムの WMTL/SMTL に対する評価と定期監査の報告書を文書化し、保管する。
- c) 継続的に WMTL/SMTL の公平性を監視する方法を有し、それに従うこと。ISO/IEC 17025 の要件と整合するように、書類審査には以下の内容が含まれるが、これらに限定されない。
 - i) 試験所の結果について管理、実施、または検証を行う全職員の責務、権限、および相互関係が、職員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある要因から影響を受けないことを示す組織図。
 - ii) 内部監査の日付、監査所見、および是正措置。
 - iii) 顧客からの苦情と是正措置。
 - iv) 参加した従業員名を含む再現性に関する十分な情報が記載された試験記録の原本。
 - v) 試験所の被雇用者が倫理や遵守の監査に参加し、定期的に合格しているという証拠。および、
 - vi) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てを報告し、これに対処する機構が実施されているという証拠。
- d) WMTL/SMTL で得られた試験データに偏りがないことを示す記録を保管する。

- e) WMTL/SMTL と EPA 認可の第三者試験所の結果に一貫性を確保する必要があると EPA/DOE が判断する場合に、技能試験を実施する。
 - f) ENERGY STAR に適合する各 WMTL/SMTL 試験製品の一覧と、CB が試験所を WMTL/SMTL プログラムに参加させるときに合わせた継続的な当該一覧の更新情報を、EPA に提供する。この一覧には、各 WMTL/SMTL に関する以下の情報が含まれていること。
 - i) WMTL/SMTL と CB 間の WMTL/SMTL 合意の日付。
 - ii) 製造事業者の名称と本社の所在地。および、
 - iii) 本合意の対象となる ENERGY STAR 製品区分。
 - g) 試験結果の検証に関するすべての責任を負う。
- 2) WMTL プログラムの運用に特化した要件
- a) 試験のあらゆる重要な側面を監督し確認する。
 - b) 最終のデータ取得に立ち会う。
 - c) 試験に立ち会う CB 職員には、関連する ENERGY STAR 製品基準に準じた試験の実施に必要な能力と専門技能があることを確保する。および、
 - d) すべての試験は、適用される要件にしたがい、WMTL の担当者により実施されることを確保する。
- 3) SMTL プログラムの運用に特化した要件
- a) 試験に立ち会い、SMTL の品質管理における信頼性の確立に貢献するその他すべての要素を確認する。
 - b) CB が業務経験を通じて SMTL に信頼を置く場合には、監視水準を試験の立ち会いから徐々に移行させることができる。
 - c) 少なくとも年 1 回、ISO/IEC 17025 の要件と適用される試験方法に対する SMTL の対応方法を、現地で監査する。現地滞在中に、CB は以下の内容を実施する。
 - i) 製品試験を監視する。および、
 - ii) 関連する試験報告書を途中段階において審査する。および、
 - d) 以下の記録を保管する。
 - i) 監視活動の実施日と、観察した試験の情報を含む実施内容。および、
 - ii) 現地滞在中における、SMTL に対する所見と助言。